

(写)

龍ヶ崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月8日

龍ヶ崎市長

龍ヶ崎市条例第46号

龍ヶ崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市火入れに関する条例（昭和59年龍ヶ崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>規則で定めるところにより、その旨を市長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 申請者は、<u>前項の規定による申請に当たり、火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）</u>において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定めなければならない。</p> <p>(許可の要件)</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の5日前までに、火入許可申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え、市長に2部提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図</u></p> <p>(2) <u>火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書</u></p> <p>(3) <u>申請者が、請負又は委託契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負又は委託契約書の写し</u></p> <p>2 申請者は、<u>火入地</u>において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、<u>前項の申請書に明示しなければならない。</u></p> <p>(許可の要件)</p>

第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号の全てに該当する場合でなければ許可しない。

(1) 省 略

(2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れを行おうとする期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第4条 市長は、火入れの許可をするときは、法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した許可証（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。

2 省 略

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可しない。

(1) 省 略

(2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第4条 市長は、火入れの許可をするときは、法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した火入許可証（様式第2号）を交付するものとする。

2 省 略

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。